

貝塚市 景観ガイドライン

LANDSCAPE DESIGN GUIDELINES
OF KAIZUKA CITY



令和7年1月
貝塚市

目 次

I はじめに	1
I-1 景観ガイドラインの目的	1
I-2 景観ガイドラインの構成	2
I-3 景観づくりの進め方とガイドラインの活用方法	3
II 届出対象区域と届出対象行為	5
II-1 届出対象区域	5
II-2 届出対象行為	5
III 景観形成基準の解説	6
III-1 共通基準	6
III-2 景観形成基準の索引	6
色彩基準に関する別表	8
III-3 基準の解説	12
① 建築物の基準の解説	12
本市の景観類型を踏まえた景観配慮のイメージ	22
② 工作物の基準の解説	24
③ 開発行為の基準の解説	27
④ 太陽光発電施設(ただし、建築物に付属するものは除く)の基準の解説	28

I はじめに

I-1 景観ガイドラインの目的

本市は、地形的な特徴やそれを土台にした様々な営みを積み重ねてきたことで、数多くの魅力的な自然景観、歴史的景観が形成されています。

こうした景観資源を保全・活用するため、大阪府景観計画に基づく規制・誘導を行ってきました。しかし、対象区域が大阪府の景観計画区域である道路軸や丘陵部、湾岸部となっており、本市の市街地の多くが規制・誘導の対象外となっています。

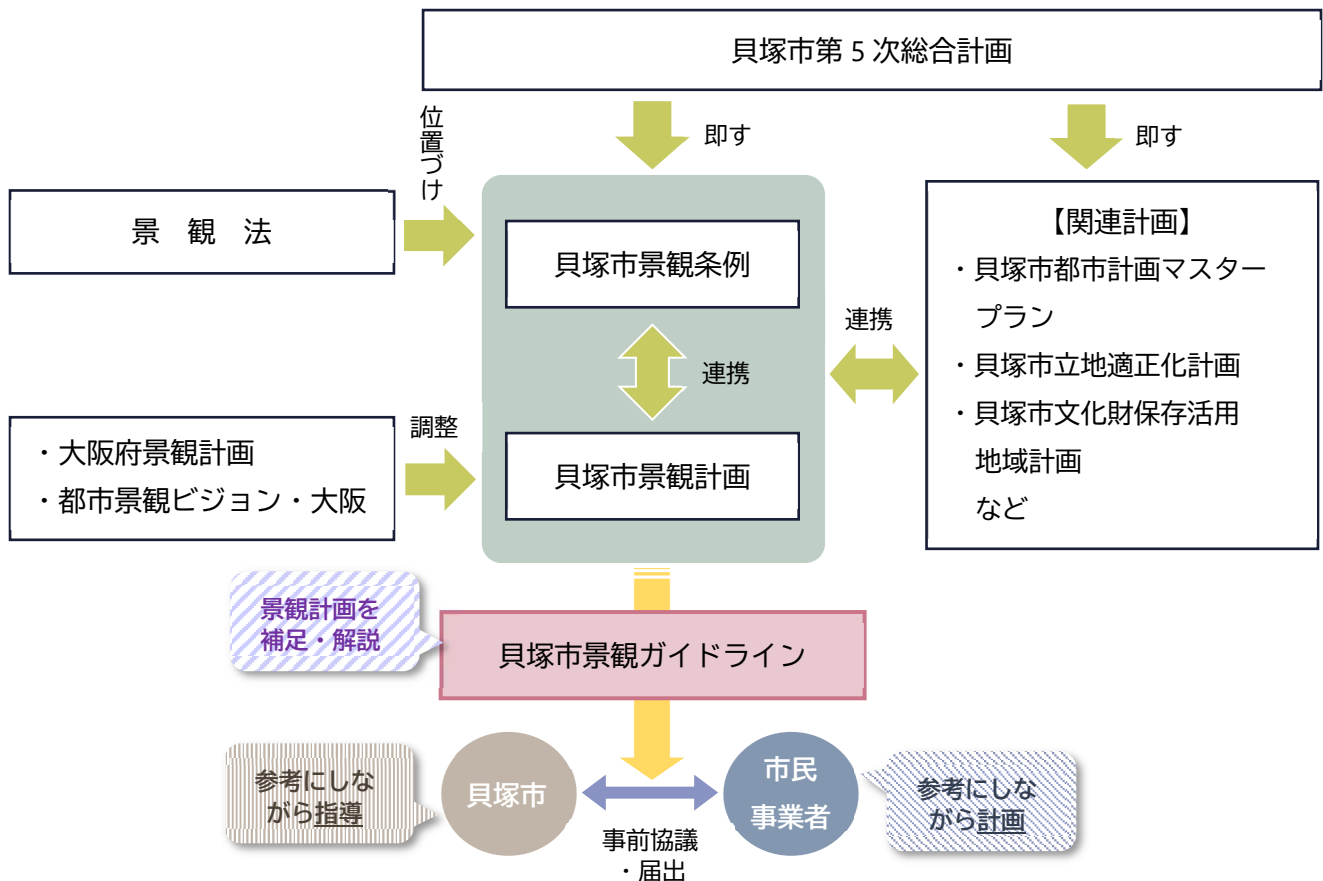
一方、本市では令和5年（2023）年3月に貝塚市立地適正化計画を策定し、進行する人口減少社会における持続可能な都市づくりを進めるため、中心市街地など都市拠点における都市機能の集積・強化および周辺市街地における人口密度の維持にも取り組んでいます。

このような状況を鑑み、今後、大阪府景観計画の対象区域外となっている市街地などにおいても、景観に関する規制・誘導が必要になると考えられます。

そこで、本市の景観施策を総合的に推進するための指針として、令和7（2025）年1月に「貝塚市景観計画」を策定しました。

本ガイドラインは、「貝塚市景観計画」で定める建築物や工作物等の景観形成基準の解説を行うとともに、周囲の景観との調和を図るためのヒント等もお示ししています。なお、細かい点については市や景観アドバイザーとの協議の中で調整を図っていくこととなります。今後、設計者・事業者をはじめ市民の方々が、良好な景観形成について検討する際にご活用いただくようお願いいたします。

景観ガイドラインの位置づけ

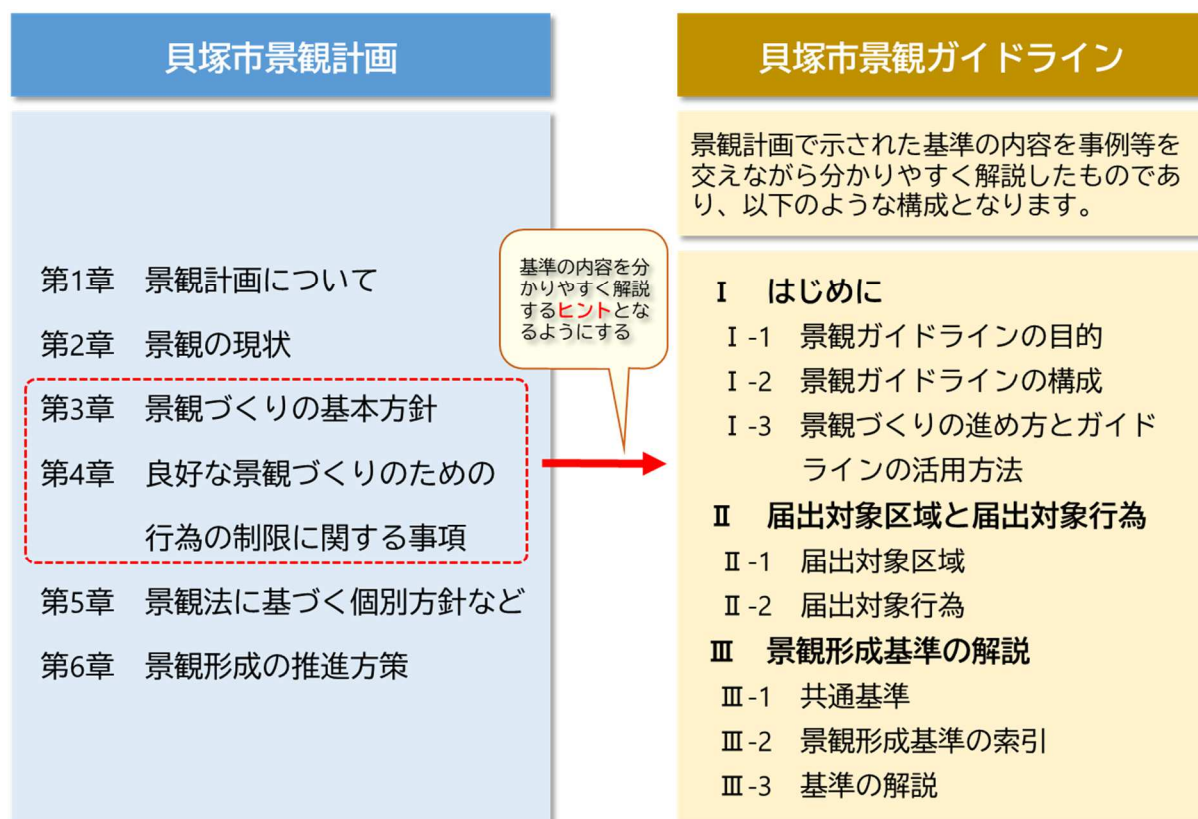


I-2 景観ガイドラインの構成

本ガイドラインは、景観計画における「良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項」に示された景観形成の基準について、市民・事業者・行政がその内容について共通認識を持てるように、写真、イラスト、事例などを交えながら、分かりやすく解説しています。

本ガイドラインの構成は以下のとおりです。

貝塚市景観計画と本ガイドラインの関係



I-3 景観づくりの進め方とガイドラインの活用方法

建築物や工作物等を計画する際の、良好な景観形成のための進め方を記載しています。

大別して「準備」と「計画」の2つの段階から構成されています。

民間の方々が本市で建築行為等を行う際には、本ガイドラインをよく読んでいただき、景観形成に主体的に取り組んでいただくとともに、景観を担当する所管課と連携を図りながら、より良い景観づくりを進めていただくことを期待しています。

『準備』・・・建築物や工作物等の行為による景観づくりをより有効なものにするため、計画地周辺の景観を把握し、理解を深める段階

『計画』・・・景観に対して有効な計画づくりを行うための段階

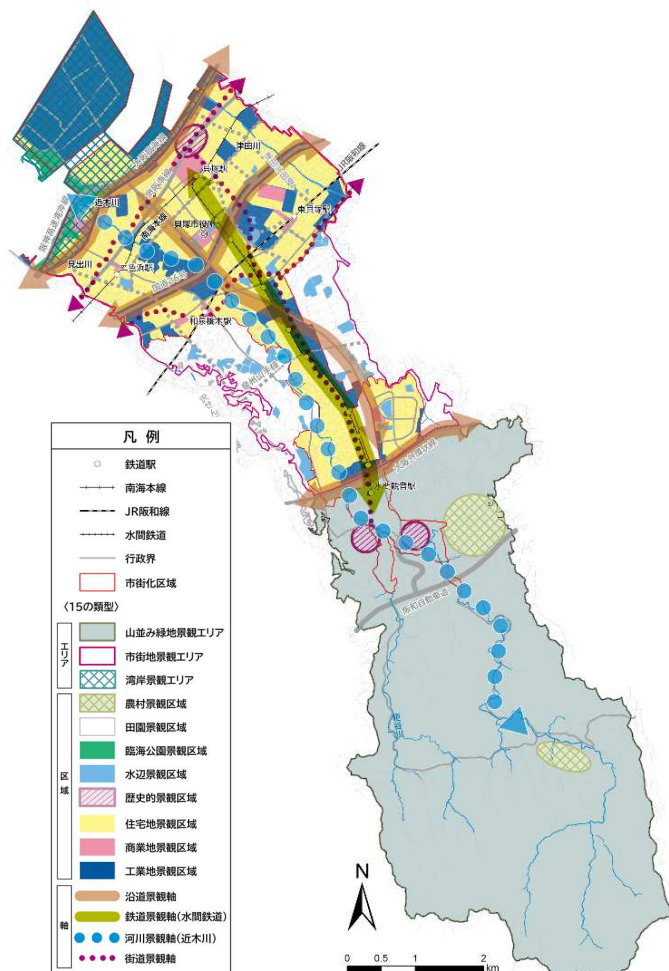
準備 ～ まちの景観を“知る”

市域の景観は、場所が違えば様々な顔（表情）を持っています。

まずは、計画地の周辺に目を向け、その周辺のまちを“知る”ことから始めましょう。

①景観計画で計画地の地域区分と景観づくりの方針を知ろう

- ・貝塚市景観計画では、本市の景観をエリア・区域・軸により15類型に区分しており、これら類型ごとの景観特性を踏まえ、景観づくりの方針を示しています。
- ・計画地がどの区分に属しているのかを確認し、その景観類型における景観づくりの方針を知ることからはじめましょう。



②周辺の地形や地域資源、景観特性を把握しよう

- ・計画地周辺の地形や土地の成り立ちをはじめ、歴史的資源や建造物、地域資源などを地図や文献等を使って確認し、景観特性を把握しましょう。



③現地に行って周辺の景観の様子等を確認しよう

- ・実際に、計画地に足を運び、直接、その周辺の風景を見て「周辺に何が見えるのか」、また「逆に周辺から計画地がどのように見えるのか」、「周辺に配慮すべき資源等があるかどうか」等を現地で確認しましょう。

計画 ～ 周辺の景観にあった計画を“考える”

「準備」において読み解いた周辺の景観を損なうことなく、なじませるようにするためにはどうしたら良いのかを計画の中で“**考え**”ていきましょう。

①周囲の景観の特徴を計画に活かす取り組みや工夫を考えよう

- ・「準備」で読み解いた景観の特徴を計画に活かしていくために、本ガイドラインの景観形成基準の解説やヒントを参照しながら、どのような取り組みや工夫ができるかを考えてみましょう。
- ・その際、場所の特徴を具体的に捉えた上で、景観の視点から説明可能なデザインを行うよう心がけましょう。

②景観形成基準の各項目に適合するか確認し、景観特性に配慮した計画を検討しよう

- ・その場所ごとに固有の景観があることから、その場所にあった街並みに配慮する責任が「施主（事業主）」にあるという事を理解してもらう必要があります。
- ・その上で、ガイドラインを参考にしながら、景観特性に配慮した具体的な計画を検討していきましょう。

私たちが誇りを感じ、心地よく暮らし
続けることができる景観をつくろう！



Ⅱ 届出対象区域と届出対象行為

Ⅱ-1 届出対象区域

本市全域を景観計画区域とすることから、届出対象区域は市全域とします。

Ⅱ-2 届出対象行為

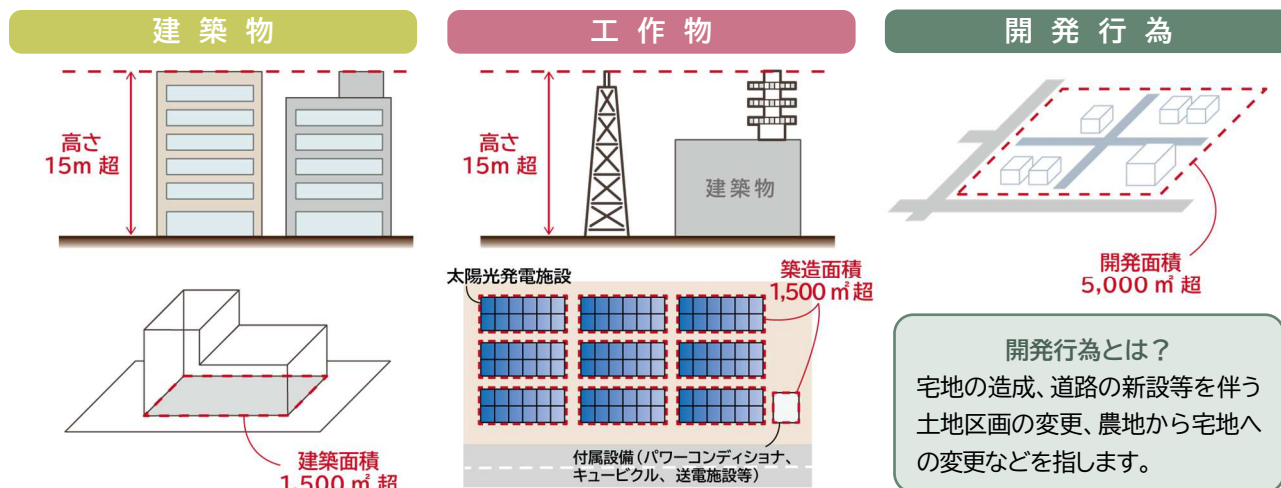
景観計画区域（市全域）に対する届出対象行為を以下のとおり定めています。

届出の対象となる行為		届出の対象となる規模	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		建築面積	1,500 m ² 超
		高さ	15m 超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架槽、サイロ、物見塔など	高さ	15m 超
	擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物、太陽光発電施設（ただし、建築物に付属するものは除く）	築造面積	1,500 m ² 超
		高さ	15m 超
		開発行為 ^{注1)}	開発面積

※ 建築物及び工作物の対象規模は、増築又は改築の場合は、当該増築又は改築を行った後の規模とする。

※ 工作物が建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面（建築基準法施行令（昭和25年政令338号）第2条第2項に規定する地盤面をいう。）から当該工作物の上端までの高さとする。

注1）都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」）



Ⅲ 景観形成基準の解説

Ⅲ-1 共通基準

景観計画区域においては、対象行為の立地場所が属する景観類型を把握した上で、景観計画に示す「景観類型ごとの景観づくりの方針」の内容を踏まえ、これと適合した景観の形成に努めましょう。

Ⅲ-2 景観形成基準の索引

	項目	基準	解説 ページ
建築物※	配置	・周囲の建築物および工作物の位置や規模を勘案して周辺景観と調和するように配置をする。	P. 12
	材料・色彩	・外壁および屋根などの基調となる色彩は、周辺の景観と調和する素材を用いるよう努め、著しく派手なものとししない。	P. 13
	意匠	・周辺の街並みや建築物、背景となる山並みなどとの調和に配慮した形態・意匠となるよう努める。 ・長大な壁面などは、適切な緑化や分節などにより、圧迫感を軽減するとともに、周辺の景観との調和に配慮しつつ、単調とならないように工夫をする。	P. 14 P. 15
	屋外付帯物 (駐車場・ごみ置き場など)	・駐車場、駐輪場およびごみ置場などは、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は植栽により修景、あるいは建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。	P. 16
	屋上付帯物 (高架水槽や太陽光発電施設など)	・高架水槽および屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 ・太陽光発電施設等を含む屋上工作物および塔屋などは、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。	P. 17
	外壁付帯物 (ダクト類、屋外階段、室外機など)	・ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 ・屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 ・エアコンの室外機および物干金物などは、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。	P. 18
	外構	・外構は周辺の景観に調和した意匠となるよう工夫をする。	P. 19

	項目	基準	解説 ページ
	敷地内の緑化	・道路に面する敷地には、緑を適切に配置するよう努める。 ・緑の配置に際しては、周辺における緑の連続性並びに安全面などに配慮の上、植栽する樹木の位置、種類および形状並びに壁面緑化その他の緑化手法などを検討する。	P. 20
	屋外広告物	・公共空間（道路、公園など）からの見え方に配慮し、眺望を遮らないよう配慮する。 ・必要最低限の大きさおよび個数とするよう努める。 ・周辺景観と調和した位置、規模、形態・意匠、色彩および素材とするよう配慮する。色彩はコントラストの強い配色を避ける。	P. 21
工 作 物 ※	配置	・周囲の建築物の位置や規模を勘案して、適切な間隔を確保したうえで、位置、規模および高さなど、周辺の景観に配慮する。	P. 24
	材料・色彩	・基調となる色彩は、周辺の景観と調和する素材を用いるよう努め、著しく派手なものとししない。	P. 24
	意匠	・周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠となるよう努める。 ・周辺の景観との調和に配慮しつつ、建築物全体として統一感のある意匠となるよう工夫をする。 ・長大な壁面などは、適切な緑化や分節などにより、圧迫感を軽減するとともに、周辺の景観との調和に配慮しつつ、単調とならないように工夫をする。	P. 25
	外構	・外構は周辺の景観に調和した意匠となるよう工夫をする。	P. 26
	敷地内の緑化	・道路に面する敷地には、緑を適切に配置するよう努める。 ・緑の配置に際しては、周辺における緑の連続性並びに安全面などに配慮の上、植栽する樹木の位置、種類および形状並びに壁面緑化その他の緑化手法などを検討する。	P. 26
開発行為		・地形の改変を必要最低限とし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむを得ない場合、擁壁は周辺景観と調和した形態となるよう工夫をする。	P. 27
太陽光発電施設 （ただし、建築物に 付属するものは除く）		・太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置をする。 ・公共空間（道路、公園など）から見えにくい位置および規模となるよう配慮する。なるべく敷地境界から後退させ、在来種などを用いた緑化などにより修景するなど、周辺と調和した景観となるように配慮する。	P. 28

※地域のシンボルやランドマークとしての役割を果たすもので、良好な景観の形成に資するものとして貝塚市景観審議会（景観アドバイザー部会）で認められたものは、この限りではない。

色彩基準に関する別表

湾岸景観エリア

【色彩基準】

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺の街並みや自然との調和を考慮した色彩を基本とする。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺の街並み景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とする。

色彩基準（外壁・屋根基本色）

- ①R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度6以下、明度9未満
- ②Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下、明度9未満
- ③その他の色相の場合、彩度2以下、明度9未満
- ④無彩色の場合、明度9未満

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1／3以下の面積でサブカラーとして使用する場合
- ・外壁各面で1／20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

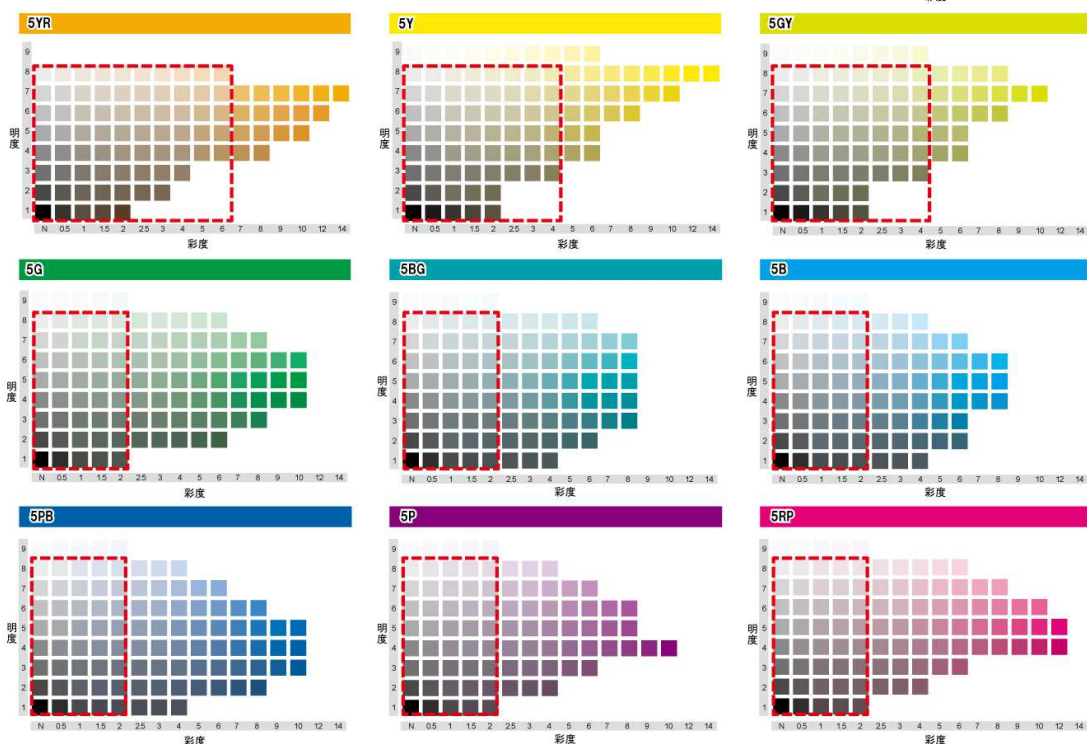
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して外壁各面で1／3以下とすること。

 貝塚市景観計画における色彩基準

 大阪府景観計画における色彩基準

※赤線のみ表示されている場合：貝塚市と大阪府の基準が同じ



市街地景観エリアおよび山並み緑地景観エリア（ただし南海貝塚駅周辺は除く）

【色彩基準】

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺の街並みや自然との調和を考慮した色彩を基本とする。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺の街並み景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とする。

色彩基準（外壁基本色）

- ①R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度5以下
- ②Y（黄）系の色相の場合、彩度3以下
- ③その他の色相の場合、彩度2以下

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1／3以下の面積でサブカラーとして使用する場合
- ・外壁各面で1／20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

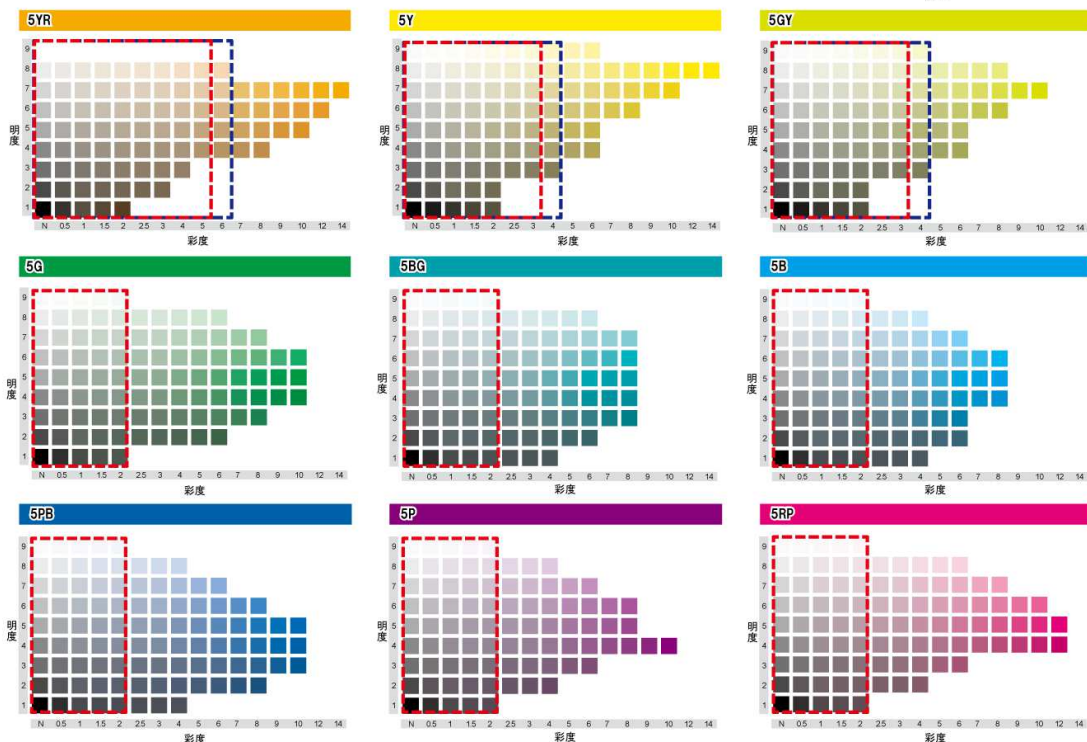
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して外壁各面で1／3以下とすること。

■ 貝塚市景観計画における色彩基準

■ 大阪府景観計画における色彩基準

※赤線のみ表示されている場合：貝塚市と大阪府の基準が同じ



南海貝塚駅周辺の都市機能誘導区域の商業地域および近隣商業地域（次頁の別図参照）

拠点施設のなかで特に商業・サービス系施設が集積するエリアの賑わい創出を目的として、南海貝塚駅周辺の都市機能誘導区域の商業地域および近隣商業地域における色彩基準は以下のとおりとする。

【色彩基準】

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺の街並みや自然との調和を考慮した色彩を基本とする。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺の街並み景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とする。

色彩基準（外壁基本色）

- ①R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度7以下
- ②Y（黄）系の色相の場合、彩度5以下
- ③その他の色相の場合、彩度2以下

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合
- ・外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

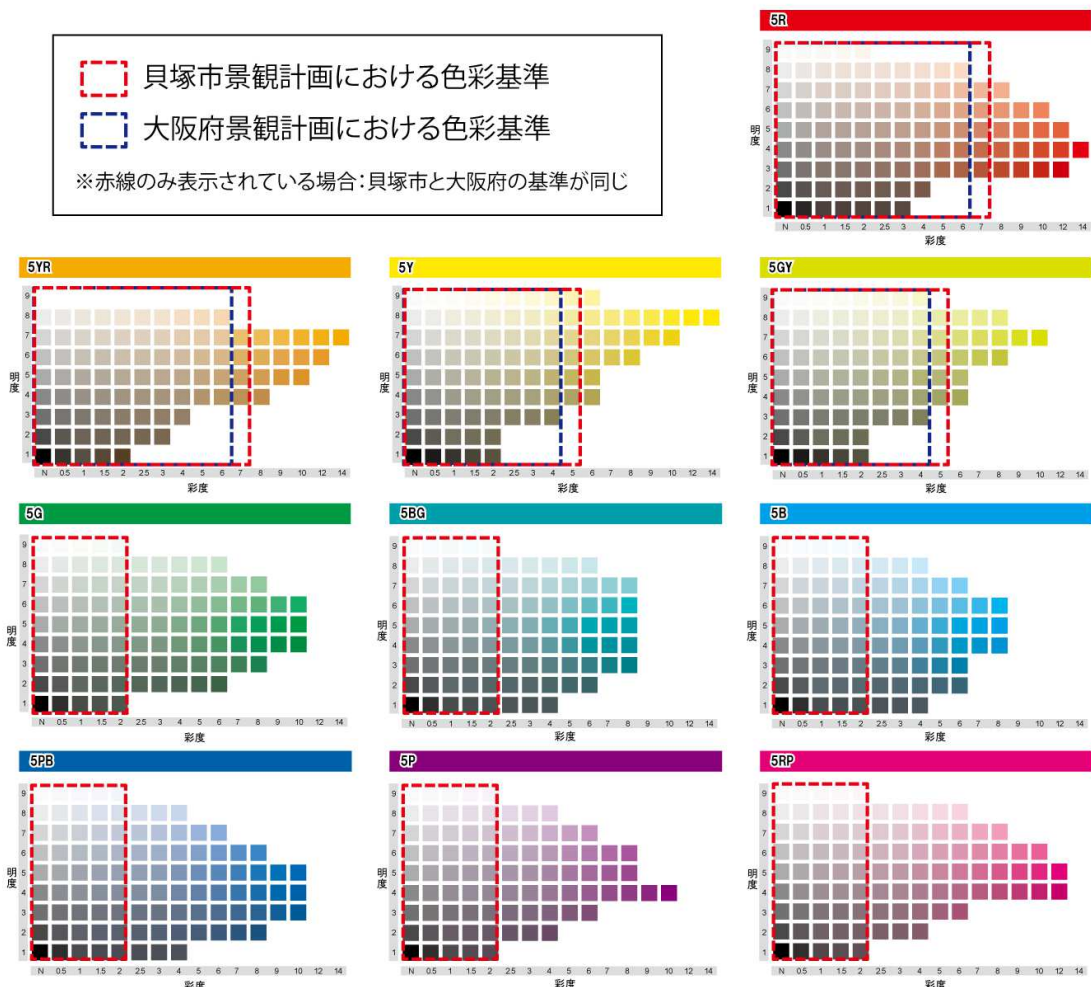
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンに近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して外壁各面で1/3以下とすること。

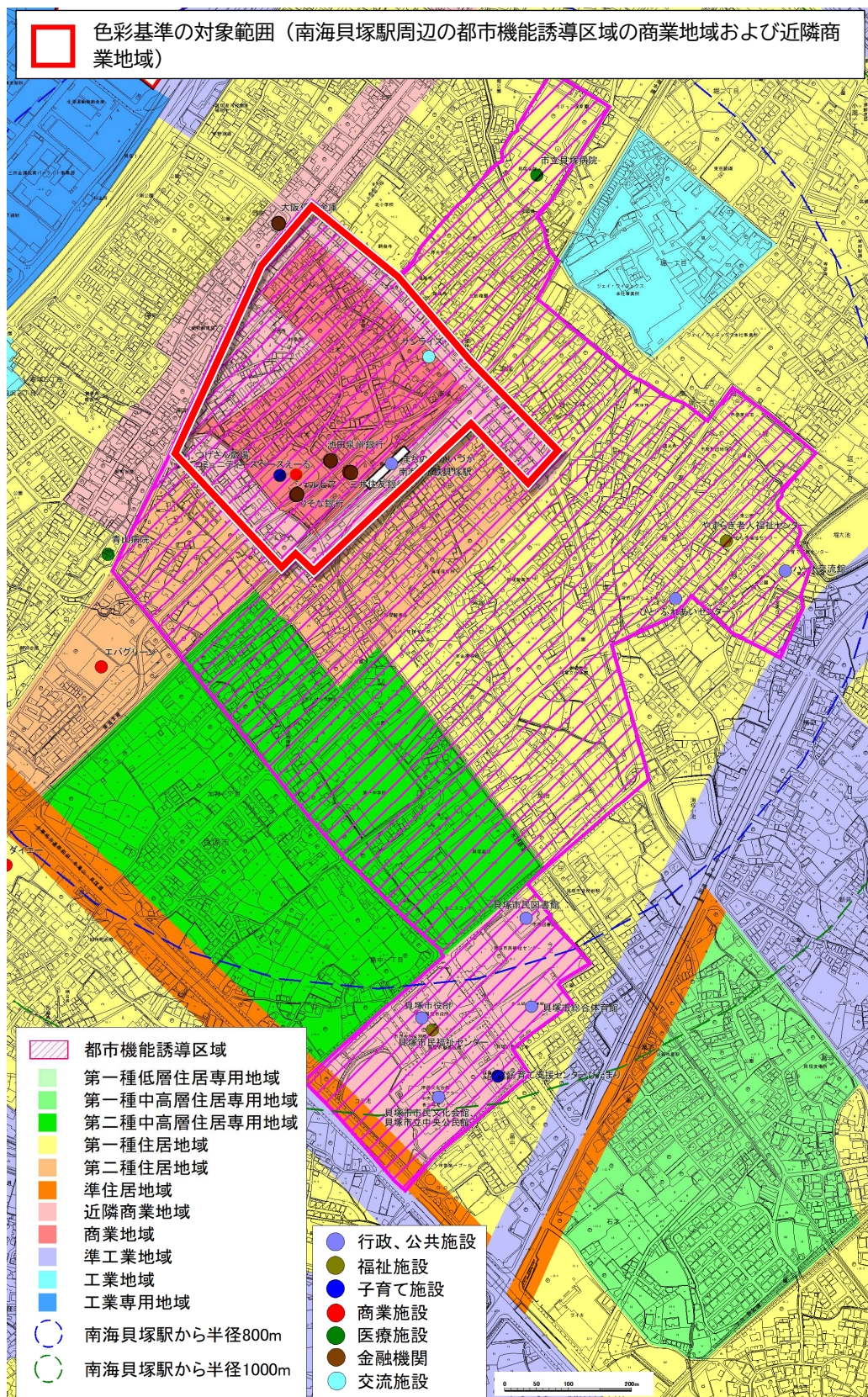
 貝塚市景観計画における色彩基準

 大阪府景観計画における色彩基準

※赤線のみ表示されている場合：貝塚市と大阪府の基準が同じ



(別図) 南海貝塚駅周辺の都市機能誘導区域(都市拠点)の商業地域および近隣商業地域



※貝塚市立地適正化計画より引用、一部改図

Ⅲ-3 基準の解説

① 建築物の基準の解説

配置

・周囲の建築物および工作物の位置や規模を勘案して周辺景観と調和するように配置をする。

【解説】

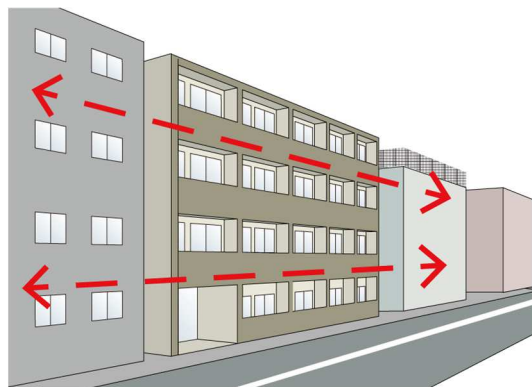
建築物の配置を揃えることにより、連続性のある街並みが形成されます。また、連続性に配慮し、必要に応じてオープンスペースや植栽を設けると、圧迫感が軽減され、歩行者にとって歩きやすく、ゆとりや潤いが感じられる空間となります。

したがって、建築物の配置においては、周辺の街並みや地形を意識しながら、連続性の確保や圧迫感の軽減に配慮することが大切です。

景観づくりの方法

●連続性に配慮する

地域の街並みから突出しないよう周囲の建築物と壁面の位置を揃えて、街並みとしての連続性に配慮しましょう。



隣接する建築物と壁面の位置を揃えて、連続性のある街並みとしている

●圧迫感を軽減する

壁面位置を後退させることで、周囲への圧迫感を軽減するとともに、植栽等を設け、ゆとりや潤いのある空間を作り出す工夫をしましょう。



壁面の後退部に植栽スペースを設け、ゆとりある空間を作り出している

材料・色彩

・外壁および屋根などの基調となる色彩は、周辺の景観と調和する素材を用いるよう努め、著しく派手なものとしなない。

【解説】

大規模な建築物は、その外観の色彩や材料が景観に大きく影響します。また、地域によっては、周囲の建築物や自然環境に調和する色彩が存在します。

そのため、彩度の低い落ち着いた温かみのある色彩を基本とし、周囲の環境に合わせて色彩計画を立てることが大切です。

また、外壁の材料は、建築物の機能やデザインに応じたものを選択し、汚れにくさや耐久性、時間とともに風合いを深める材料を選びましょう。

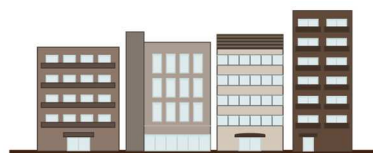
景観づくりの方法

●周囲の景観と調和させる

周囲の建築物と色調を合わせる

色相や明度・彩度を合わせることによって統一感のある街並みとしましょう。

茶系の色相で統一することで、一体感を出している



明度や彩度を統一することで、一体感を出している



自然との調和に配慮した色彩とする

アースカラーなど、周辺の緑などの自然と調和する色彩を用いましょう。

壁面を茶系の色彩とし、植栽などの自然景観になじむように工夫している



●色の組み合わせを工夫する

建築物の一部分にアクセントカラーを上手く使用することで、個性ある景観を演出する工夫をしましょう。

人の目線に近い低層部にアクセントカラーを用いている



●地域の伝統的な材料を使用する

石や木、しっくい、土、瓦など地域の伝統的な材料を取り入れましょう。

壁材に地域の伝統的な石材を用いている



意匠

- ・周辺の街並みや建築物、背景となる山並みなどとの調和に配慮した形態・意匠となるよう努める。
- ・長大な壁面などは、適切な緑化や分節などにより、圧迫感を軽減するとともに、周辺の景観との調和に配慮しつつ、単調とならないように工夫をする。

【解説】

建築物を建てる際には、周囲の景観資源を尊重し、地形や自然環境、土地の成り立ちや歴史を考慮して、その土地に合ったデザインにすることが求められます。

建築物は通りに面した正面だけでなく、裏側や上からも人目に触れることがあるため、遠景・中景・近景などさまざまな視点からの見え方を考えることが大切です。

周囲の景観や見え方に配慮しながら、建築物全体の調和や個性を引き立て、魅力的な景観を創り出す工夫をしましょう。

建築物の長大な壁面は、圧迫感や威圧感を与えることから、壁面が長くなる場合は、色彩や素材で分節したり、凹凸をつけて陰影を設けたりして、視覚的な圧迫感を軽減させることが大切です。

景観づくりの方法

●地形や自然を守る

地形と調和した形態とする

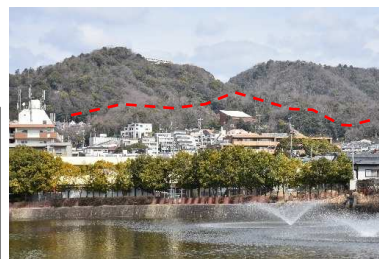
山すそなどに建築する場合は、建築物の規模を抑える、地形に沿った建物形態にするなど、周辺地形との調和を図りましょう。



広がりのある眺望に配慮した形態とする

山並みへの眺望、海への眺望、沿道からの眺望など、広がりのある眺望に配慮した形態としましょう。

背後（山側）を隠さない高さとする
ことで、奥行きのある
眺望にしている



●周囲の景観に調和させる

地形と調和した形態とする

周辺の自然景観や隣接する街並みと調和のとれた形態・意匠に配慮しましょう。

勾配屋根とし、壁面
や塀に木を用いる
など、周囲の景観
と調和させている



●身近な景観資源を活かす

樹林地や河川、水路など身近な景観資源を活かし、優れた景観を感じることができるよう工夫しましょう。

建物の高さを低くし、背後の自然を見せている



●景観を演出する

交差点など人の視線が集まりやすい場所では、周囲の景観に配慮しつつ、街並みが単調にならないよう変化のあるデザインを心がけましょう。

交差点でデザインに変化をつけ、印象的なまちかどを演出している



●形態に変化をつける

周囲の建築物との壁面の連続性に配慮しつつ、適切に雁行型の形態や分棟型の建築物にすることで、長大な壁面が目立たないようにしましょう。

長大な壁面にならないよう、雁行型の形態にしている



●分節化する

色彩や素材等で区切る

色彩や素材などを工夫して変化をつけることで、圧迫感を軽減させ、単調な壁面にならないようにしましょう。

長大な壁面に色彩やデザインの変化をつけ、単調にならないよう工夫している



緑で区切る

長大な壁面の前に植栽を配置することで、壁面が分節して見えるようにし、圧迫感を軽減させましょう。



屋外付帯物（駐車場・ごみ置き場など）

・駐車場、駐輪場およびごみ置場などは、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は植栽により修景、あるいは建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。

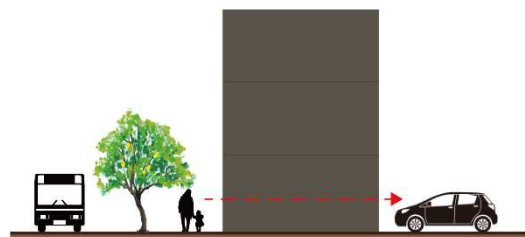
【解説】

建築物の周りの屋外空間は景観を構成する重要な要素です。特に駐輪場や駐車場、ごみ置場などは雑然とした印象を与える可能性があるため、修景などによる景観への配慮が大切です。

景観づくりの方法

●配置を工夫する

道路など人の行き交う公共空間に面する場所を避ける、建物の内側に配置するなど、目立たないように工夫しましょう。



●美しく見せる

地面を彩る

駐車場は、車がある時もない時も美しく見えるように、美装化したり、緑化をしたりするなど、駐車場自体のデザインを工夫して美しく見せましょう。



建築物と一体化したデザインとする

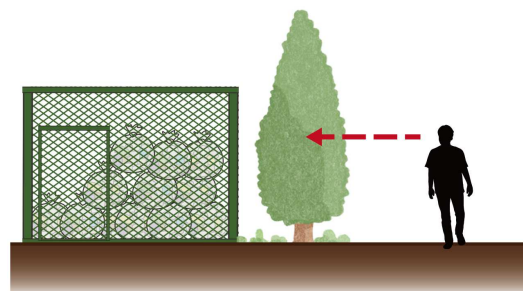
建築物と一体的に見えるようなデザインや色彩とし、目立たないようにしましょう。

建築物と一体的なデザインを施し、ごみ置場を目立たないよう工夫している



●遮蔽する(遮る・覆う)

植栽や高低差で付帯物への視線を遮るようにしましょう。



屋上付帯物（高架水槽や太陽光発電施設など）

- ・高架水槽および屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
- ・太陽光発電施設等を含む屋上工作物および塔屋などは、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。

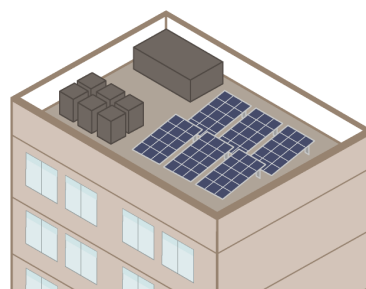
【解説】

中高層建築物では、屋上部分が設備機器などの主要な置き場となります。また、中高層建築物が多い地域や斜面地など高低差のある地形では、上からの視界が生まれ、建築物の上部が視界に入りやすくなります。したがって、屋上空間も建築物と一体的に考え、周囲からの見え方に配慮することが大切です。

景観づくりの方法

●配置を工夫する

建築物の内側など、外から見えにくい位置に付帯物を配置しましょう。



●美しく見せる

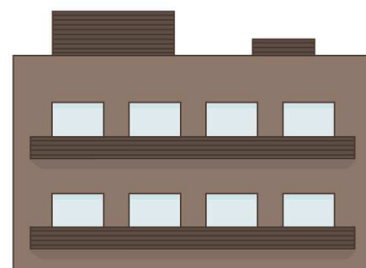
周辺のスカイラインに配慮する

付帯物が周囲の建築物のスカイラインを著しく損なうことのないよう配慮しましょう。



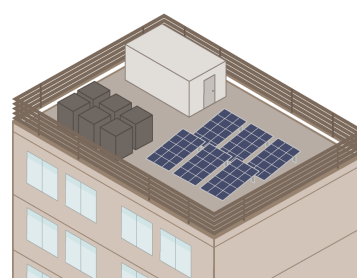
建築物と一体化したデザインとする

建築物と一体化して見えるようなデザインや色彩とし、目立たないようにしましょう。



●遮蔽する(遮る・覆う)

付帯物に覆いをつけることで外から目立ちにくくなるよう工夫しましょう。



外壁付帯物(ダクト類、屋外階段、室外機など)

- ・ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
- ・屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
- ・エアコンの室外機および物干金物などは、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。

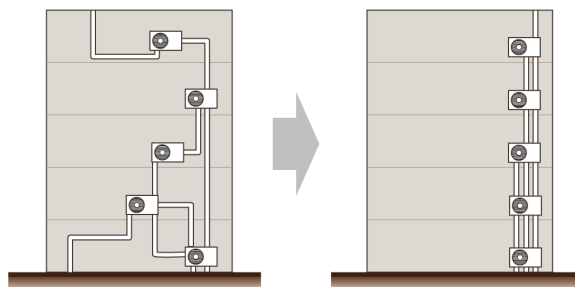
【解説】

特に中高層建築物の商業施設やマンションが多い地域では、外壁に設置された設備機器が増え、屋外階段も目立つようになります。これらの外壁付帯物も建築物の一部として考え、周囲からの見え方に配慮することが大切です。

景観づくりの方法

●配置を工夫する

外壁付帯物は乱雑に配置せず、整った配置としましょう。



●美しく見せる

外壁付帯物は、建築物と一体的なデザインや色彩とし、目立たないような工夫をしましょう

ダクト類を外壁と同じ色彩とし、目立たないようにしている



●遮蔽する(遮る・覆う)

外側から見えにくい場所に配置する、目隠しを付けるなど、目立たないよう工夫しましょう。

屋外階段をルーバーで囲い目立たないようにしている



外構

・外構は周辺の景観に調和した意匠となるよう工夫をする。

【解説】

道路に面する外構部分は通行人の視界に入りやすく、街並みの印象に影響を与えます。そのため、街並みの一体感を考慮し、緑を取り入れるなどして周辺の自然や建築物との調和を図りましょう。

景観づくりの方法

●緑で仕切る

生垣にする

通りに面した敷際を生垣で仕切り、潤いある景観をつくりましょう。



植栽と垣・さく・塀を組み合わせる

植栽と垣・さく・塀を組み合わせ、周囲の景観と調和させましょう。



●視線を通す

透過性のある垣・さく・塀を使用して、敷地内の緑へ視線が通るようにしましょう。



敷地内の緑化

- ・道路に面する敷地には、緑を適切に配置するよう努める。
- ・緑の配置に際しては、周辺における緑の連続性並びに安全面などに配慮の上、植栽する樹木の位置、種類および形状並びに壁面緑化その他の緑化手法などを検討する。

【解説】

道路に面する敷地の境界部分には、通行人が視認しやすい場所であるため、緑を適切に配置し、美しい景観を保ちましょう。

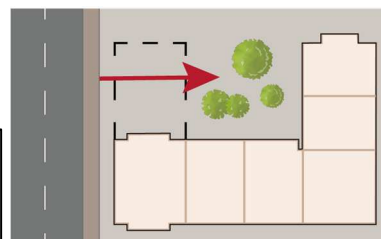
山や河川などの資源を守り活かしつつ新しい緑を取り入れながら、より自然を身近に感じ親しむことのできる景観づくりが大切です。

景観づくりの方法

●既存の緑を見せる

建築物の配置や形態を工夫することで、既存の緑を見せましょう。

既存の緑が見えるような建物配置としている



●新しい緑をつくる

公共空間に面してつくる

道路など、人が行き交う公共空間に面する場所に緑を配置しましょう。

道路沿いに樹木を配置している



アイストップとなる緑をつくる

人の視線が集まりやすい場所に効果的に緑を配置しましょう。

エントランス部分にアイストップとなる緑を配置している



シンボルとなる緑をつくる

高木と低木をバランス良く配置するなどの工夫により、個性を生み出し、印象的な緑を作りましょう。

高木と低木を組み合わせ、まちのシンボルとなる空間を創出している



小さな緑をつくる

緑を配置するスペースがない場合でも、花壇などを設置して緑の空間を作りましょう。

プランターを設置して緑の空間を作っている



屋外広告物

- ・公共空間(道路、公園など)からの見え方に配慮し、眺望を遮らないよう配慮する。
- ・必要最低限の大きさおよび個数とするよう努める。
- ・周辺景観と調和した位置、規模、形態・意匠、色彩および素材とするよう配慮する。色彩はコントラストの強い配色を避ける。

【解説】

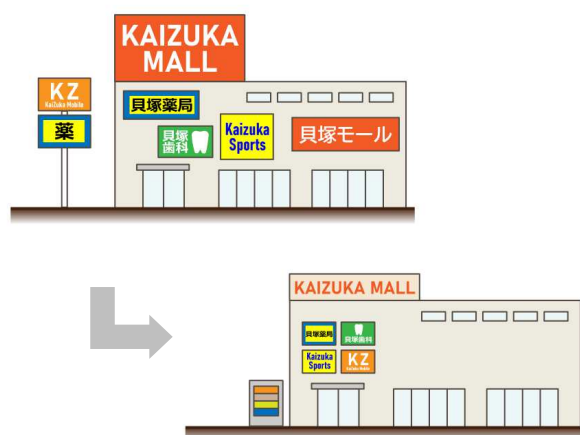
屋外広告物は事業活動をアピールする宣伝ツールであると同時に、街並みの景観を構成する重要な要素でもあります。色彩や大きさで目立たせることだけを目的とするのではなく、デザインで目を引く工夫をしつつ、まちの個性を活かした節度ある表現としましょう。

景観づくりの方法

●効果的・適切な配置やデザインとする

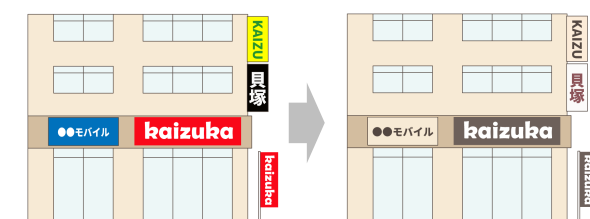
情報を整理する

広告物の配置や大きさを揃えて、1箇所に集約しましょう。



建築物の外壁に調和した色彩とする

コントラストの強い配色は避け、建築物の外壁と調和した色彩にしましょう。



●適切な照明方法にする

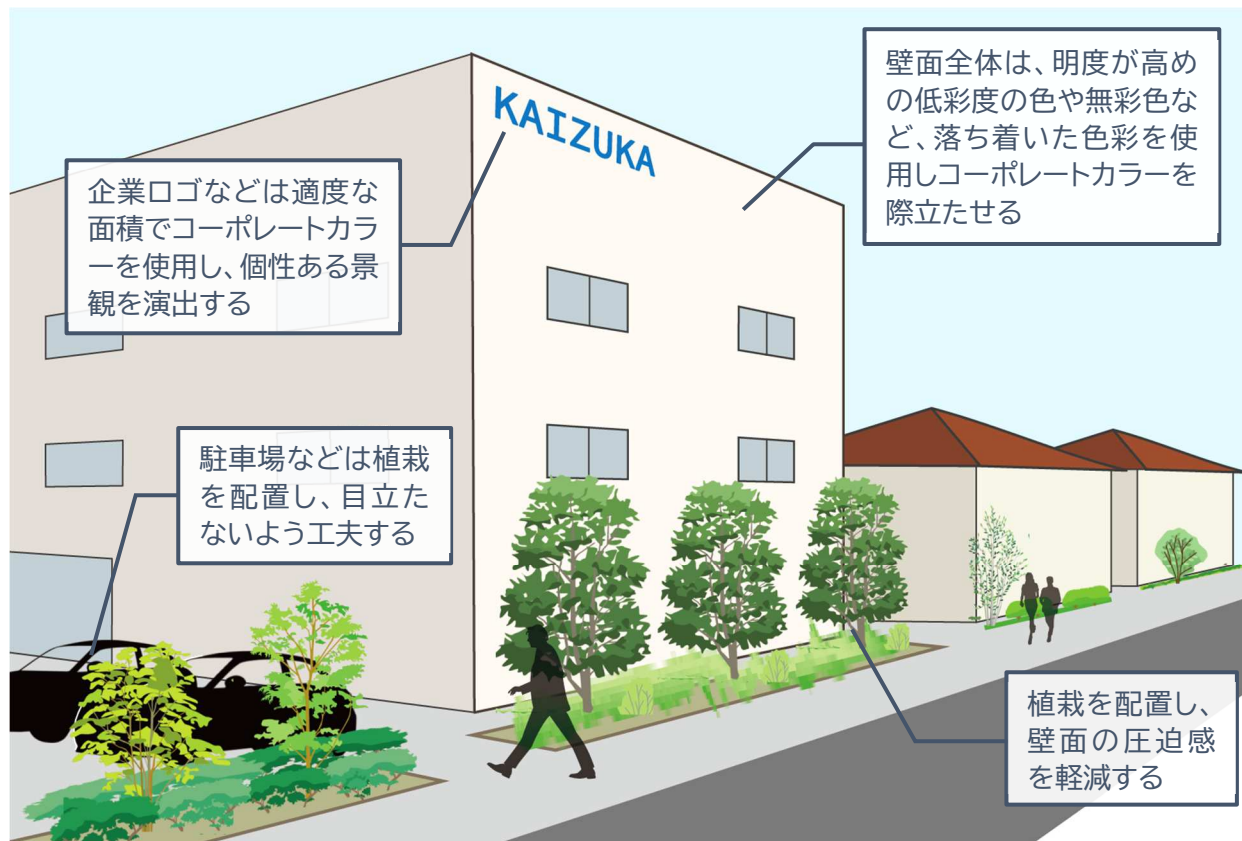
照明の輝度や照度を抑えて、歩行者や周辺の環境に配慮しましょう。



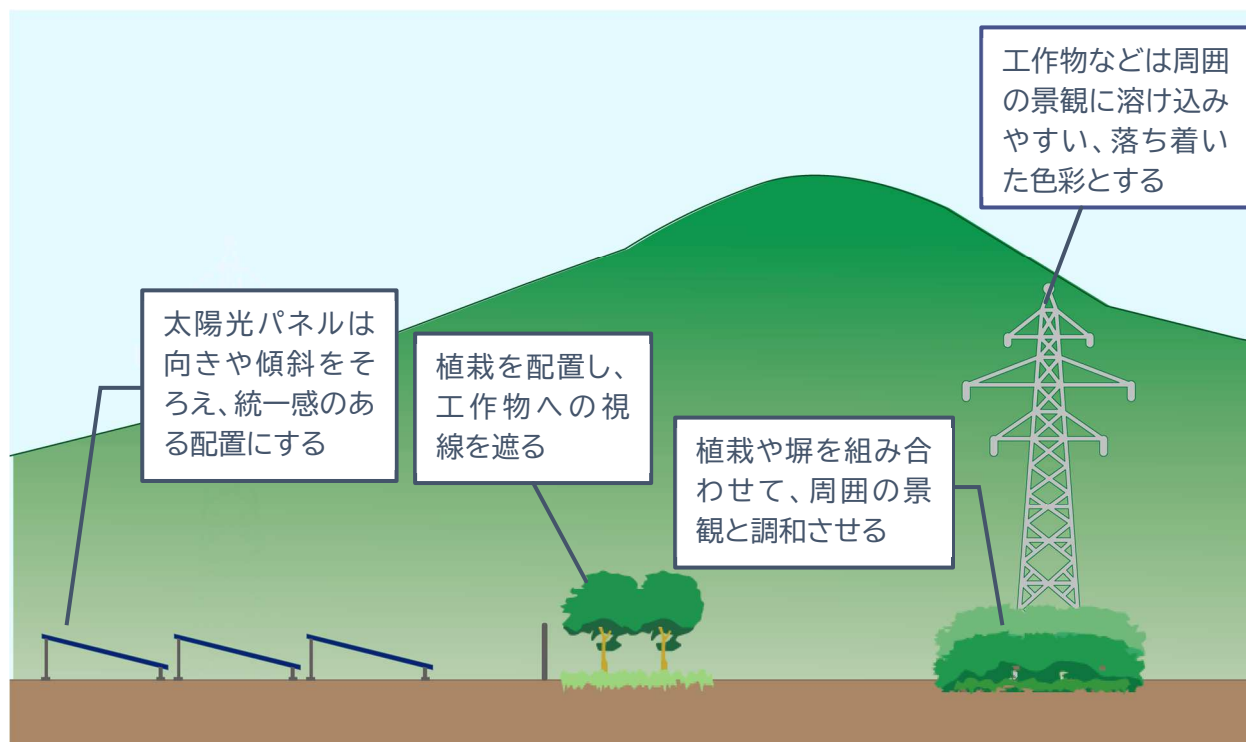
本市の景観類型を踏まえた景観配慮のイメージ

本市の景観類型を踏まえ、主なエリアや区域の景観配慮のイメージを示します。これらを参考にしながら、より良い景観づくりを考えていきましょう。

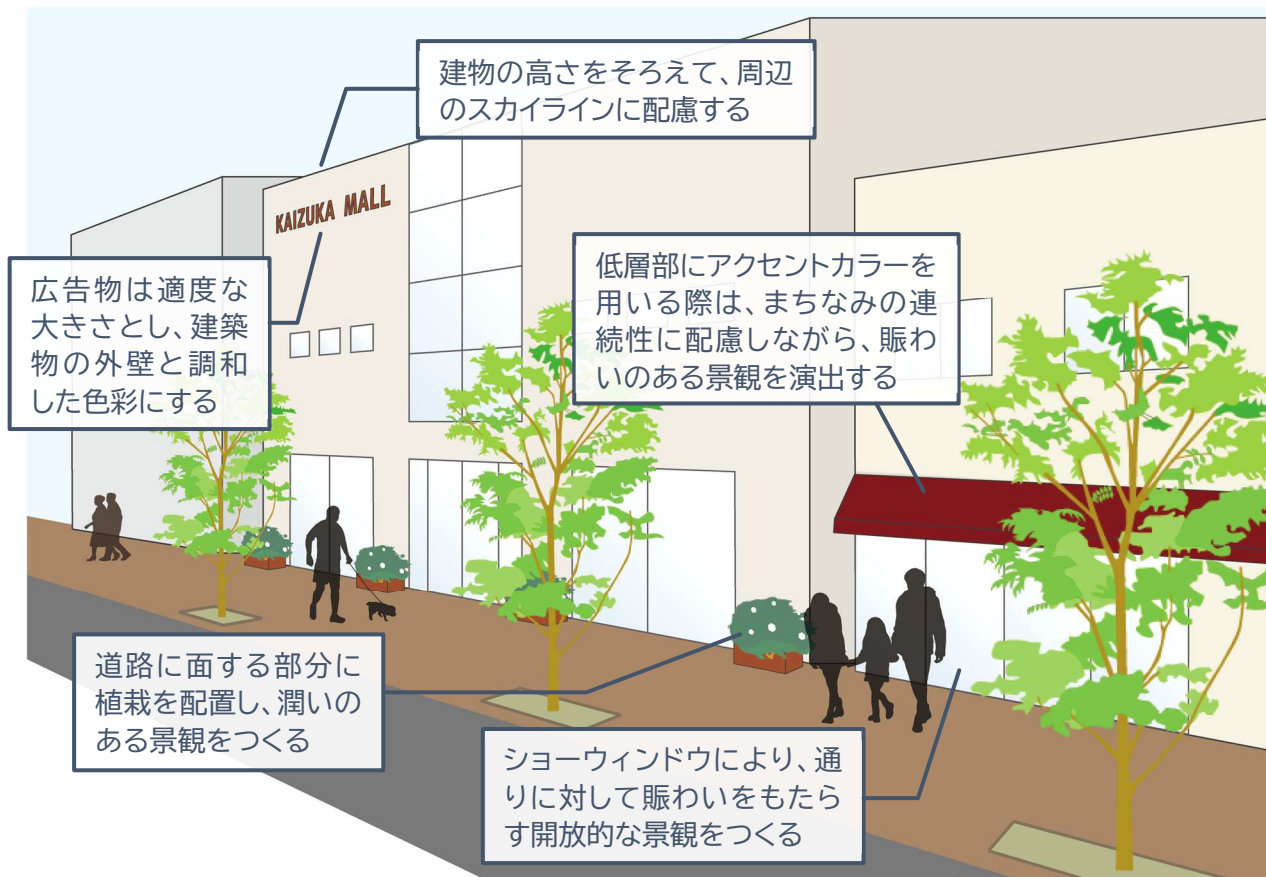
【湾岸景観エリアの工業地】



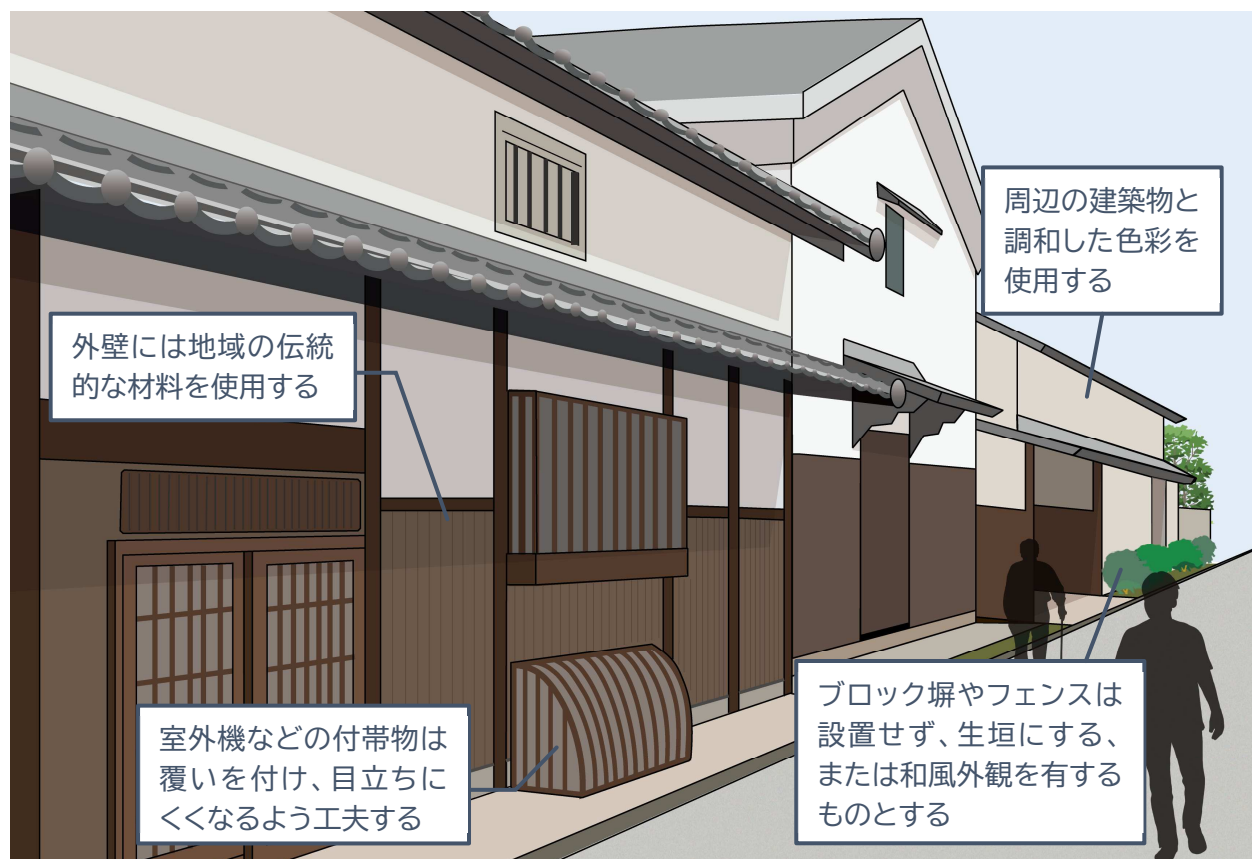
【山並み緑地景観エリアの工作物】



【南海貝塚駅周辺の街並み】



【歴史的景観区域／街道景観軸を含む街並み】



② 工作物の基準の解説

配置

- ・周囲の建築物の位置や規模を勘案して、適切な間隔を確保したうえで、位置、規模および高さなど、周辺の景観に配慮する。

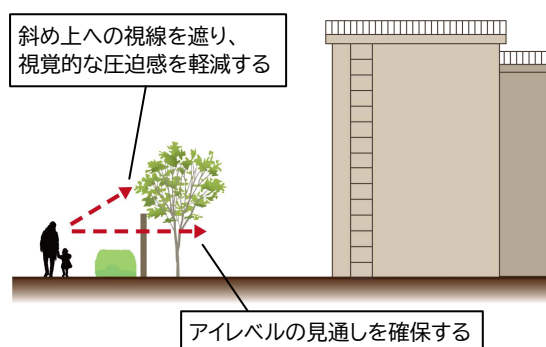
【解説】

大規模な工作物は遠くからでも目につきやすく、景観に大きな影響を与えます。圧迫感をできるだけ軽減するとともに、周囲の建築物や環境との連続性に配慮した配置を検討しましょう。

景観づくりの方法

● 圧迫感を軽減する

道路から工作物を後退させ、敷地に柵や植栽等で目隠しをすることで、圧迫感を軽減することができます。



材料・色彩

- ・基調となる色彩は、周辺の景観と調和する素材を用いるよう努め、著しく派手なものとしなない。

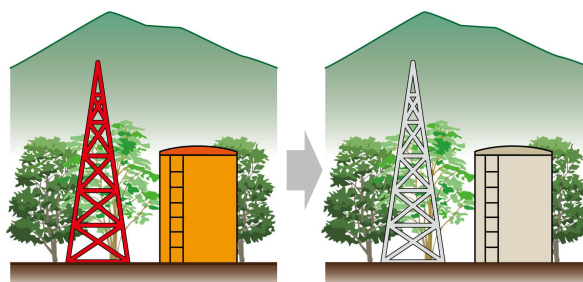
【解説】

大規模な工作物は、周囲の建築物や背景となる山並みなどと調和する色彩や仕上げ材を使用し、できるだけ目立たないように配慮することが大切です。

景観づくりの方法

● 周囲の景観に調和させる

周囲の景観に溶け込みやすい、低彩度もしくは無彩色の落ち着いた色彩を使用しましょう。



意匠

- ・周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠となるよう努める。
- ・周辺の景観との調和に配慮しつつ、建築物全体として統一感のある意匠となるよう工夫をする。
- ・長大な壁面などは、適切な緑化や分節などにより、圧迫感を軽減するとともに、周辺の景観との調和に配慮しつつ、単調とならないように工夫をする。

【解説】

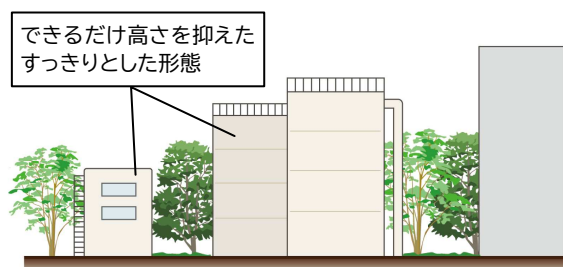
工作物の形態や意匠は、周囲の建築物や背景となる山並みなどと調和させ、できるだけ目立たないように配慮することが重要です。建築物と工作物を一体的に建築する際には、色彩やデザインを建築物と合わせるなど、建築物全体で統一感のある意匠になるよう工夫しましょう。

また、工作物の長大な壁面などは景観を単調にし、圧迫感を与えるため、緑化や分節化などの工夫を施し、変化に富んだ景観をつくるよう配慮することが大切です。

景観づくりの方法

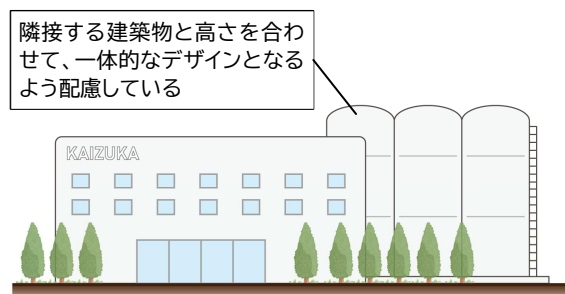
●周囲の景観に調和させる

できるだけ工作物の高さ・規模を抑え、すっきりとしたデザインとすることで、周囲の景観から突出しないようにしましょう。



●建築物と一体化した意匠とする

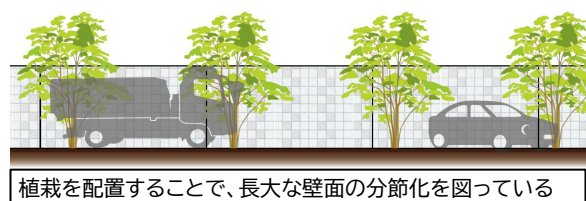
工作物の意匠を周囲の建築物と合わせた意匠とすることで、工作物を建築物になじませましょう。



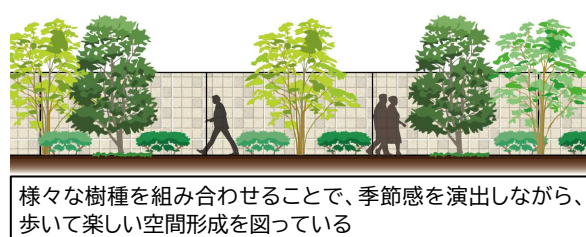
●緑化や分節を行う

工作物の壁面を植栽で分節することで、壁面を小さく見せることができます。エリアの特性に合わせて、効果的に植栽を配置しましょう。

〈工業系エリアの場合〉



〈商業系・住居系エリアの場合〉



外構

- ・外構は周辺の景観に調和した意匠となるよう工夫をする。

【解説】

道路に面する外構部分は通行人の視界に入りやすく、街並みの印象に影響を与えます。そのため、街並みの一体感を考慮し、緑を取り入れるなどして周辺の自然や建築物との調和を図りましょう。

景観づくりの方法

●周囲の景観に調和させる

圧迫感の少ない垣・さく・塀を使用する、植栽と組み合わせるなど、周囲の景観と調和させましょう。



敷地内の緑化

- ・道路に面する敷際には、緑を適切に配置するよう努める。
- ・緑の配置に際しては、周辺における緑の連続性並びに安全面などに配慮の上、植栽する樹木の位置、種類および形状並びに壁面緑化その他の緑化手法などを検討する。

【解説】

工作物の無機質な景観が目立たないように、工作物においても緑を適切に配置し、周囲の景観に配慮することが大切です。

景観づくりの方法

●緑で隠す

工作物の周囲に緑を配置し、工作物ができるだけ目立たなくなるよう工夫しましょう。



駐輪場が目立たないように緑を配置している

③ 開発行為の基準の解説

開発行為

- ・地形の改変を必要最低限とし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむを得ない場合、擁壁は周辺景観と調和した形態となるよう工夫をする。

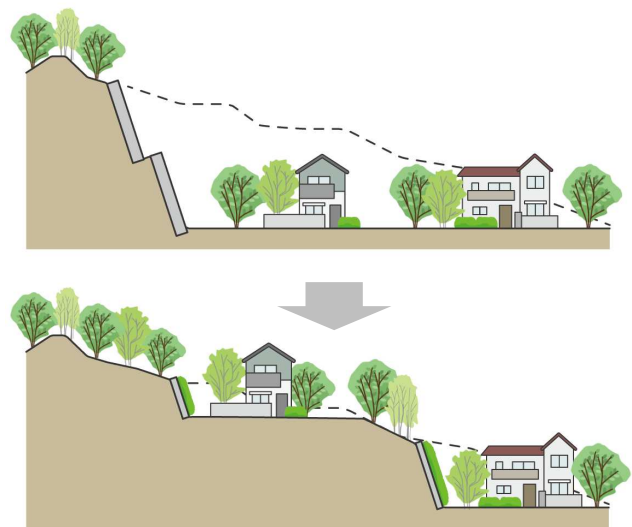
【解説】

開発行為は、建物を建てるための土地を整え、まちの景観を構成する基礎を作ることとなります。その際、現状の地形をできるだけ活かし、周辺の景観と調和する良質なデザインにすることが大切です。

景観づくりの方法

●地形や自然を守る

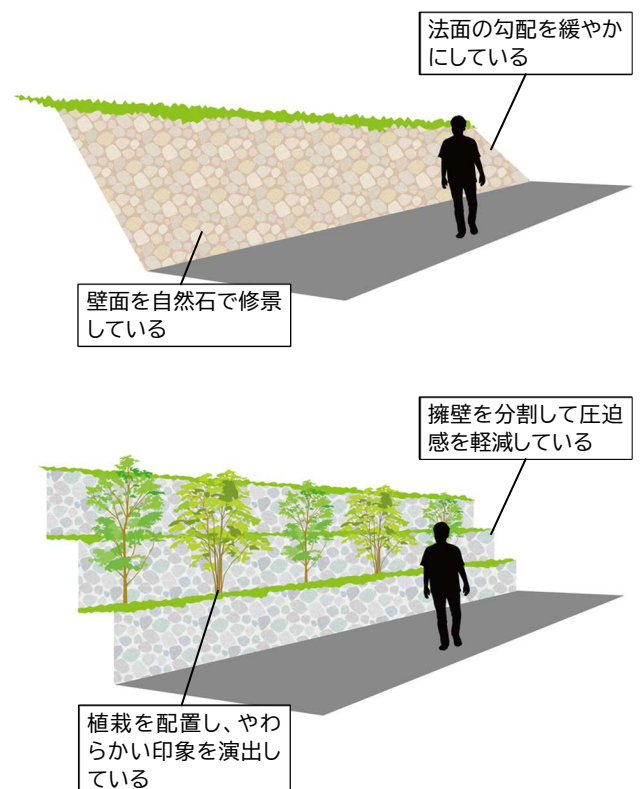
既存の地形や自然をできるだけ活かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮しましょう。



●法面や壁面の形態・素材を工夫する

やむを得ず長大な法面や壁面が生じる場合は、勾配を緩やかにしたり、分節化して圧迫感を軽減するなどの工夫をしましょう。

擁壁の壁面は、自然石や自然石風の化粧ブロック等を使用するなど、周辺の景観に調和する形態・素材としましょう。



④ 太陽光発電施設(ただし、建築物に付属するものは除く)の基準の解説

太陽光発電施設(ただし、建築物に付属するものは除く)

- ・太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置をする。
- ・公共空間(道路、公園など)から見えにくい位置および規模となるよう配慮する。なるべく敷地境界から後退させ、在来種などを用いた緑化などにより修景するなど、周辺と調和した景観となるように配慮する。

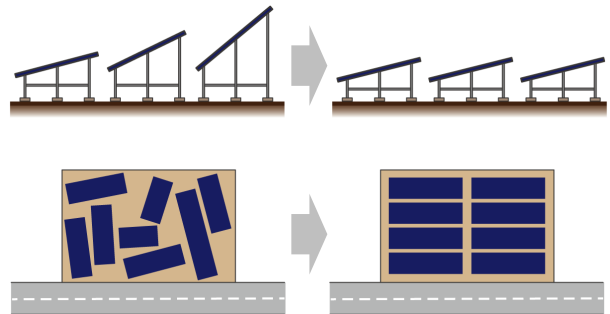
【解説】

近年、急速に普及している太陽光発電施設は、従来の建築物や工作物とは形態や意匠が異なり、大規模化が進んでいることから、周囲の景観への影響が懸念されます。そこで、太陽光発電施設を設置する際は、周囲の景観と調和するように配置や規模を工夫することが重要です。

景観づくりの方法

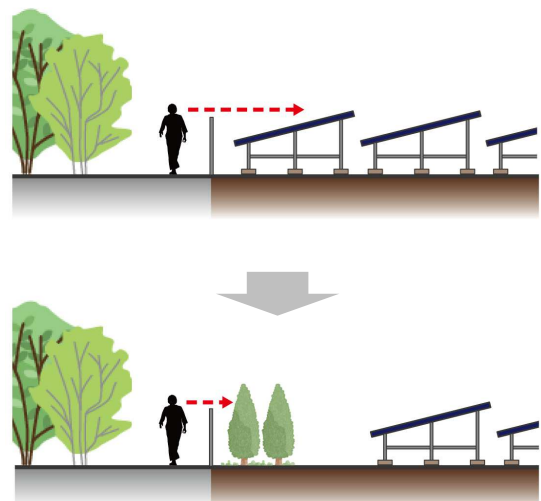
●統一感のある配置とする

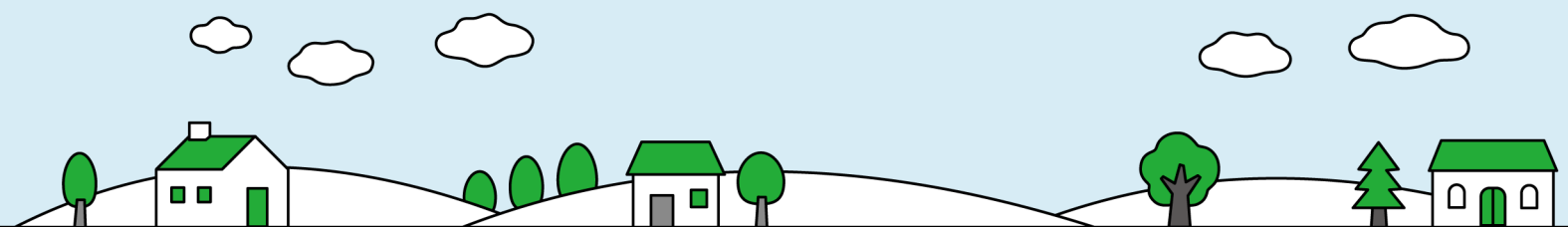
太陽光パネルは必要以上に高くないようにし、向き、傾斜、間隔、高さなどを揃えることで統一感のある配置にしましょう。



●周囲からの見え方に配慮する

道路や公園に近接した場所に設置する際は、敷地境界からできるだけ後退した位置としましょう。また、敷地を緑化して直接見えないよう目隠しを行うなど、できるだけ太陽光発電施設が周囲から目立たなくなるよう工夫しましょう。





貝塚市 都市整備部 都市計画課
〒597-8585 貝塚市畠中一丁目 17 番 1 号
TEL : 072-423-2151 (代表)
<https://www.city.kaizuka.lg.jp/>



貝塚市 HP